

24 農業共済関係事業（農業災害補償制度）

【88, 589（89, 023）百万円】

対策のポイント

農業災害補償法に基づき、農業者が台風や冷害などの自然災害等によって受ける損失を、保険の手法により補填し、農業経営の安定を図ります。

<背景／課題>

- ・我が国の農業は、風水害、冷害等種々の農業災害にしばしば見舞われ、広い地域にわたり甚大な被害を受けやすいという宿命を有しています。
- ・このため、被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補填することで、農業経営の安定を図り、国民に対して食料を安定的に供給することは国の重大な責務です。

政策目標

共済金の早期支払を通じた被災農業者の経営の安定を確保

（水稻、麦は、共済金が年内に支払われた農業者数の割合、その他の品目（果樹、畑作物等）は、共済金の支払に係る国などの事務を30日以内に行う割合を100%とする。）

<主な内容>

1. 共済掛金国庫負担金

50, 110（50, 110）百万円

農業者が支払うべき共済掛金の約1／2を国庫が負担します。

補助率：1／2	
補助率1／2以外のもの	
農作物共済（麦）	：50～55%
家畜共済（豚）	：40%
畑作物共済（蚕繭以外）	：55%
事業実施主体：農業共済団体等	

2. 農業共済事業事務費負担金

38, 025（38, 425）百万円

農業共済事業の実務を担う農業共済団体に対し、事業運営に係る基幹的経費（人件費、旅費等）を負担します。

補助率：定額	
事業実施主体：農業共済団体	

お問い合わせ先：		
1の事業	経営局保険課	（03－3502－7337）
2の事業	経営局保険監理官	（03－3591－5009）